

2025年度入学者における「大学院の修了要件」（東京理科大学大学院学則抜粋）

（修士課程の修了要件）

第10条 修士課程の修了要件は、本学大学院に2年以上在学し、所定の授業科目を履修の上、次の表に規定する単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ修士論文又は特定の課題についての研究の成果(以下「特定研究の成果」という。)の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた業績を上げた者については、本学大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

研究科	専攻	専門科目	一般教養科目	合計
理学研究科	数学専攻	28単位	2単位	30単位
	物理学専攻	26単位	4単位	30単位
	化学専攻	28単位	2単位	30単位
	応用数学専攻	28単位	2単位	30単位
	科学教育専攻	28単位	2単位	30単位
薬学研究科	薬科学専攻	26単位	4単位	30単位
工学研究科	建築学専攻	28単位	2単位	30単位
	工業化学専攻	28単位	2単位	30単位
	電気工学専攻	28単位	2単位	30単位
	情報工学専攻	28単位	2単位	30単位
	機械工学専攻	26単位	4単位	30単位
創域理工学研究科	数理科学専攻	28単位	2単位	30単位
	先端物理学専攻	28単位	2単位	30単位
	情報計算科学専攻	28単位	2単位	30単位
	生命生物科学専攻	26単位	4単位	30単位
	建築学専攻	30単位	2単位	32単位
	先端化学専攻	28単位	4単位	32単位
	電気電子情報工学専攻	28単位	2単位	30単位
	経営システム工学専攻	28単位	2単位	30単位
	機械航空宇宙工学専攻	28単位	2単位	30単位
	社会基盤工学専攻	26単位	4単位	30単位
	国際火災科学専攻	28単位	2単位	30単位
先進工学研究科	電子システム工学専攻	28単位	2単位	30単位
	マテリアル創成工学専攻	28単位	2単位	30単位
	生命システム工学専攻	28単位	2単位	30単位
	物理工学専攻	26単位	4単位	30単位
	機能デザイン工学専攻	28単位	2単位	30単位
経営学研究科	経営学専攻	28単位	2単位	30単位
生命科学研究科	生命科学専攻	26単位	4単位	30単位

- 2 第9条の2の規定に基づき、本学大学院に入学する前に修得した単位(入学資格を有した後、修得したものに限る。)を本学大学院において修得したものと認定する場合であって、当該単位の修得により本学大学院の修士課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本学大学院に在学したものとみなすことができる。
- 3 前項の規定により在学期間の短縮を行う場合においても、第1項ただし書きの規定にかかわらず、修士課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

(博士課程の修了要件)

第11条 博士課程(薬学研究科薬学専攻博士課程を除く。)の修了要件は、大学院に5年(修士課程に2年以上在学した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学し、前条に規定する単位及び次の表に規定する博士後期課程の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた者については、大学院に3年(修士課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。

研究科	専攻	専門科目	一般教養科目	合計
理学研究科	数学専攻	31単位	2単位	33単位
	物理学専攻	30単位	2単位	32単位
	化学専攻	30単位	2単位	32単位
	応用数学専攻	31単位	2単位	33単位
	科学教育専攻	30単位	2単位	32単位
薬学研究科	薬科学専攻	31単位	2単位	33単位
工学研究科	建築学専攻	28単位	2単位	30単位
	工業化学専攻	28単位	2単位	30単位
	電気工学専攻	28単位	2単位	30単位
	情報工学専攻	28単位	2単位	30単位
	機械工学専攻	28単位	2単位	30単位
創域理工学研究科	数理科学専攻	30単位	2単位	32単位
	先端物理学専攻	30単位	2単位	32単位
	情報計算科学専攻	28単位	2単位	30単位
	生命生物科学専攻	30単位	2単位	32単位
	建築学専攻	30単位	2単位	32単位
	先端化学専攻	30単位	2単位	32単位
	電気電子情報工学専攻	28単位	2単位	30単位
	経営システム工学専攻	28単位	2単位	30単位
	機械航空宇宙工学専攻	28単位	2単位	30単位
	社会基盤工学専攻	30単位	2単位	32単位
	国際火災科学専攻	30単位	2単位	32単位
先進工学研究科	電子システム工学専攻	28単位	2単位	30単位
	マテリアル創成工学専攻	28単位	2単位	30単位
	生命システム工学専攻	28単位	2単位	30単位
	物理工学専攻	30単位	4単位	34単位
	機能デザイン工学専攻	28単位	2単位	30単位
経営学研究科	経営学専攻	30単位	2単位	32単位
生命科学研究科	生命科学専攻	30単位	2単位	32単位

2 前条ただし書の規定により修士課程を修了した者の博士課程の修了要件は、大学院に修士課程における在学期間に3年を加えた期間以上在学し、前条に規定する単位及び前項に規定する博士後期課程の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた者については、大学院に3年(修士課程における在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、第16条の2第3項第2号から第5号までのいずれかの規定により入学した者の博士課程の修了要件は、大学院に3年(専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)の定めによる法科大学院の課程を修了した者は、2年)以上在学し、第1項に規定する博士後期課程の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた者については、本学大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

4 薬学研究科薬学専攻博士課程の修了要件は、大学院に4年以上在学し、次の表に規定する単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた者については、大学院に3年以上在学すれば足りるものとする。

研究科	専攻	専門科目	一般教養科目	合計
薬学研究科	薬学専攻	44単位	2単位	46単位

5 薬学研究科薬学専攻博士課程において、第9条の2の規定に基づき、本学大学院に入学する前に修得した単位(入学資格を有した後、修得したものに限る。)を本学大学院において修得したものと認定する場合であって、当該単位の修得により本学大学院の薬学研究科薬学専攻博士課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本学大学院に在学したものとみなすことができる。

6 前項の規定に基づき本学大学院に在学したものとみなす期間は、第4項ただし書きに規定する在学期間に含めることができる。

附 則

- 1 この学則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和7年3月31日以前の入学者については、第6条、第10条、別表第5、別表第6、別表第7及び別表第8の規定にかかわらず、なお従前の例による。

<以下略>